

平成26年いじめ事案に係る再調査結果について

1 事案の概要

平成26年当時、長野市内小学校の1年生だった被害児童Aが、同じクラスの加害児童2人から、殴る、首絞め等のいじめ被害を受け、これにより不登校となり、最終的には転校を余儀なくされたと訴えている事案

2 諮問内容

市教委が設置した第三者委員会による調査報告について、令和3年8月に被害児童保護者から市長による再調査を求める要望書が提出され、令和4年4月25日に長野市いじめ問題再調査委員会に対し市長から以下の内容を諮問

「長野市いじめ問題対策連絡協議会等条例第17条の規定に基づき、平成26年に市内小学校で発生したいじめ重大事態に関し、市教委が設置した第三者委員会による調査結果に対する再調査、及び当該いじめ重大事態に対する貴委員会の調査意見を求める。」

3 経過

第三者委員会

年月	主な内容
H26.4	被害児童及び加害児童が当該校に入学
H26.5	学校がいじめを認知
H27.3	被害児童が当該校より転校
H28.12	被害児童保護者が長野県教育長に、いじめの重大事態であることの確認等を要望
H29.3	被害児童保護者から市教委に、重大事態として認めること等を要望
H29.6	重大事態として認定
H29.7	教育長が第三者委員会に諮問
H30.9	答申

再調査委員会

年月	主な内容
R3.8	被害児童保護者が長野市長と面談 所見と要望書を提出し、再調査を要望
R4.4	市長が再調査委員会に諮問
R6.12	答申

4 再調査報告書の概要

(1) 調査事項及び調査結果

主要な調査事項	調査結果
いじめの事実認定について (再調査報告書8ページ)	<p>【認定した事実】 (1) 廊下に整列する際に背中を押されたり、襟や手を引っ張られたこと (2) 校庭等で腕、背中、腹を叩かれたり、けんかをしたときに蹴られたこと 等</p> <p>【認定に至らなかった事項】 (1) 毎日のように、息が出来ないほどの強さで腹部等を殴られたり、蹴られたりし、合計100回から600回程度に及んでいたこと (2) 誰もいない教室等で10回くらい首を絞められたこと</p> <p>【市教委の設置した第三者委員会の報告書から変更すべきと判断された事項】 自閉症スペクトラム障害だから比較的軽度とも捉えられるいじめ行為でもPTSDを発症した、と認定しているように解釈できること</p>
当該小学校及び市教委の本件発生当時の対応について (再調査報告書12ページ)	<p>【当該小学校の対応で問題があったと判断された事項】 (1) 平成25年9月のいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）の施行を受けて作成したマニュアル等の事前に準備されていた方策が全く活かされていないこと (2) 平成26年9月にクラスにおいて実施された首絞めについてのアンケートの大部分が保管されていなかったこと (3) 組織として本件がいじめ事案であるとの認識、対応が取れていなかったこと</p> <p>【市教委の対応で問題があったと判断された事項】 法に則った対応をとるよう指導助言ができていないこと</p> <p>【市教委の設置した第三者委員会の報告書の内容に賛同できないと判断された事項】 Aさんの特性が把握できていなかったがために、本件が発生したかのような評価をしていること</p>
重大事態認定に至る市教委の対応について (再調査報告書16ページ)	<p>【不適切であると判断された事項】 早期に「重大事態」として対応しなかったこと</p> <p>【不適切ではないと判断された事項】 市教委の第三者委員会の委員の選任方法及び当該第三者委員会に市教委職員が同席したこと</p>

(2) 提言の内容

提 言	
<p>学校のいじめ対応について (再調査報告書19ページ)</p>	<p>【初動の重要性】</p> <p>(1) 学校（特に教頭・校長といった管理職）は改めて法の理念を確認し、いじめと思われる行為を確認できたときは、ためらわず、所与の措置をとることを確認すべきである。</p> <p>(2) マニュアル等を作成し事態発生時の行動方針を備えることも大切である。そして、各教員が内容を理解できるように特に管理職が働きかけをすることが大切である。</p> <p>【組織的対応】</p> <p>組織的な対応は管理職が主導して構築すべきところであったが、担任のみが中心となって対応に当たるなど、組織的対応を行わなかったことの弊害は大きく、改善が強く求められる。</p>
<p>市教委のいじめ対応について (再調査報告書20ページ)</p>	<p>【市教委の意識改革】</p> <p>法の理念を確認し、いじめと思われる行為を確認できたときは、ためらわず、所与の措置をとることを確認すべきである。</p> <p>【学校現場への浸透策の継続的な実施】</p> <p>市教委として実施する施策を学校現場まで浸透させることが重要である。</p> <p>【専門的職種・組織の援助体制の構築】</p> <p>聞き取り調査において専門的技法が必要となる場合は、聞き取り調査を実施する専門家・組織を確保することが望ましい。</p> <p>【保護者等社会への情報提供、啓蒙】</p> <p>市教委の施策等を保護者や社会に定期的に発信することにより、社会全体でいじめ問題に対する関心を高めることも重要である。</p>
<p>文書の管理・保管の重要性について (再調査報告書21ページ)</p>	<p>事後検証に耐えられるように、情報の管理・保管は必須であり、保管期限を待たずに文書を廃棄することは論外であり、どのような文書をどのような形で何年間保管しなければならないのか、徹底されたい。</p>
<p>子どもの権利の尊重の重要性について (再調査報告書21ページ)</p>	<p>子どもの権利に基づくいじめ対応を、保護者と学校がそれぞれ尊重し、また、両者が切れ目なく支援していくことが求められる。</p>